

受動喫煙の防止に関する意見について

団体名	北海道喫茶飲食生活衛生同業組合
-----	-----------------

項目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
1 目的	<p>【目的・基本理念】</p> <p>○改正健康増進法の要旨については、機関紙により情報を提供し、普及に努めています。</p> <p>望まない受動喫煙対策は、経営者の判断で店内環境を店頭表示することで理解されているものと考えます。</p> <p>○全国一律の規制の推進 国政で審議された改正健康増進法の規制を、全国統一規制として推進されるべきと考えます。</p> <p>○小規模飲食店におけるマイナス影響 喫煙規制は、利用客の減少による経済的な影響があります。</p>	<p>【目的・基本理念】</p> <p>○上乗せ条例には反対 改正健康増進法を上まわる規制には反対です。</p> <p>○規制と経営判断 店舗の喫煙環境整備に対する判断は、利用客のニーズ、客層等により経営者の判断に委ねられるべきと考えます。</p> <p>○全国一律の規制の推進 規制は、全国一律が望ましく、上乗せ規制は反対です。</p>
2 基本理念		
3 責務	<p>【責務】</p> <p>○改正健康増進法について、道民に向けて広く周知すべきと考える。また、2月に政省令が制定されたが、内容の周知と十分な理解が必要ではないでしょうか。</p> <p>○標識の掲示には賛成 飲食店等、店内環境の店頭表示は、お客様の選択が可能になり、「望まない受動喫煙」の防止が可能であります。</p>	<p>【責務】</p> <p>○公共喫煙場所の整備 改正健康増進法の対策推進により、屋外の喫煙増加によるポイ捨ての増加が懸念される。喫煙者がマナーを守り喫煙できる公共の喫煙場所の整備が必要です。</p> <p>○行政により標識の配布・提供 全国統一の標識の掲示推進が望ましいと考える。行政による標識の作成、配布を要望します。</p>

項 目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
4 基本的 施 策	<p>【基本的施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○改正健康増進法の要旨については、機関紙により情報を提供し周知しています。 ○加熱式たばこの取り扱いについて 加熱式たばこは、喫煙室内での飲食可とされ、たばこを吸わない方と共存可能と認識。 ○第二種施設 改正健康増進法に基づく対策の推進により、望まない受動喫煙の防止は進展すると想定される。 ○客席面積基準強化反対 特定飲食提供施設の客席面積基準の100㎡は、議論を尽くし制定されたものと認識しています。これ以上の客席面積の基準強化は、事業者にとって死活問題であり経営におおきな影響が懸念されます。 	<p>【基本的施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○改正健康増進法を上回る規制は、反対です。 経営に大きく影響がある問題であり、全国一律の規制が望ましいと考えます。 ○加熱式たばこについて 加熱式たばこについては、改正健康増進法に準じた措置を要望 ○助成制度 受動喫煙防止対策「喫煙室等」の整備には多額の経費が必要であり、事業者の取組み推進のため、道としての財政措置を要望します。
5 罰則		

受動喫煙の防止に関する意見について

団体名

北海道たばこ販売協同組合連合会

項目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
<p>1 目的</p> <p>2 基本理念</p>	<p>【認知・対応等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 検討段階から成立に至る経緯、内容等を会員（全道各地の組合）へ周知、共有 建物内への喫煙（専用）室設置へ向けた検討 <p>【影響・効果等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 国・地方自治体への財政貢献／販売量減少の危惧 <ul style="list-style-type: none"> たばこ販売を通じてたばこ税として、国・地方自治体への財政貢献（H28：道 約76億円、市町村 約467億円） 喫煙規制強化によるたばこ離れ、高齢化の進展等による販売量の減少継続 改正「健康増進法」による喫煙可能場所の制限拡大により、更なる販売量減少を危惧 これらから、やむなく廃業する組合員（店）が増加 たばこに生活基盤を持つ販売店のみならず、関連産業の経営やそこに働く者の生活への懸念 ■ 喫煙規制議論の中には「たばこ」に対しややもすると一方的なものもあり、たばこを生業とする者にとって遺憾 	<ul style="list-style-type: none"> 望まない受動喫煙を防止する取組みを推進することには賛同 条例の検討は、この「望まない受動喫煙」を防止するものであり、喫煙者排除や禁煙推進が目的ではないと認識 道条例制定による国との二重規制の必要性に疑問
<p>3 責務</p>	<p>【影響・効果等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 改正「健康増進法」周知不足 <ul style="list-style-type: none"> 道民、事業者に広く正しい周知徹底が優先 更に、改正法に関する政省令が本年2月に公布されたばかりであり、認知されているとは言えない状況と認識 ■ 標識の提示（表示）は賛同 <ul style="list-style-type: none"> 飲食店等でお客様の選択が可能となり、「望まない受動喫煙」防止に寄与 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 改正「健康増進法」を上回る「道条例」には反対 <ul style="list-style-type: none"> 仮に「道条例」を制定する場合には、理念のみとするか改正「健康増進法」と同等レベルとあるべきと考える <ul style="list-style-type: none"> 改正「健康増進法」との二重規制の必要性 改正「健康増進法」施行までの期限を考慮し、要件を満たした喫煙（専用）室設置等の対策を進めている事業者等の更なる負担の回避 ■ 公共喫煙場所の整備が必要（要望） <ul style="list-style-type: none"> 施設内に加え敷地内まで禁煙とした場合、路上での喫煙の増加（通行人への迷惑）、吸い殻のポイ捨て増加の懸念 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 喫煙者が決められた場所でマナーを守り環境美化（ポイ捨て）や望まない受動喫煙を発生させないための喫煙（専門）場所が必要（たばこ税のほんの一部でも活用できないか？） 外国人訪日客が増加しており、観光産業を柱の1つと捉える道としても、外国人への喫煙環境の提供が必要と認識 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 概ね屋外で喫煙可能な諸外国と異なるための対応 ■ 行政による標識の配布（提供） <ul style="list-style-type: none"> 標識掲示の推進、統一した標識による「分かり易さ」のため、全国統一の標識の作成、配布を要望

項目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
4 基本的 施策	<ul style="list-style-type: none"> ■ 助成制度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 喫煙（専用）室設置等、環境整備投資が経営に与える影響大 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 施設の仕様、構造等により費用が多くなる可能性 ■ 加熱式たばこ <ul style="list-style-type: none"> ・ 道内でも加熱式たばこのみ使用可能店が相当数あると聞いており、こういった場所への配慮が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 助成制度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の取組みを推進させる助成制度を要望 ■ 飲食店の各種の基準は改正「健康増進法」に準ずる <ul style="list-style-type: none"> ・ 客席面積基準の100㎡ <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 国において、議論を尽くした結果基準の強化は、事業者の更なる投資発生の懸念 ・ 一部の他自治体にみられる従業員の有無による切り分け措置 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 雇用機会減少（従業員の切捨て）や家族経営等の場合の過重労働の懸念 ■ 加熱式たばこの取扱い <ul style="list-style-type: none"> ・ 「他人の健康を損なう恐れがあることが明らかではないもの」との厚労省の見解もあり配慮すべき <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 販売業界としても、紙巻きたばこの販売量が減少続ける中、「健康懸念物質、匂いが殆どない」（メーカー）、「他人に迷惑をかけないから選択」（加熱式たばこ喫煙者）とされる加熱式たばこは販売店にとって売上確保に繋がる可能性
5 罰則		<ul style="list-style-type: none"> ■ 罰則無し <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正「健康増進法」との二重罰則の回避 ・ 全対象施設への行政による適切かつ平等な管理監督が実行可能かどうかの懸念（一部のみで過料適用による不公平感は？）

受動喫煙の防止に関する意見について

団体名	特定非営利活動法人 北海道病院協会
-----	-------------------

項目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
1 目的	改正法の認知度・対応 多くの病院では改正法の認知度は低く、具体的な対応策は考えていないと思われます。その理由として、日本医療機能評価機構の評価項目として以前より受動喫煙の防止が定められ、敷地内禁煙・患者の禁煙教育・職員の禁煙推進は当然のこととして既に各病院で実施されているからです。 今回の改正法の趣旨を踏まえ、改めて病院の職員や患者さんに禁煙推進を呼びかけるきっかけになると歓迎しています。	改正法による対応 北海道病院協会としては、協会として患者さんへの禁煙教育・職員の禁煙をなお一層進めるとともに、他団体と協力して喫煙並びに受動喫煙の健康被害の啓蒙活動を推進していきたいと考えています。
2 基本理念	今後予想される影響・効果	道の条例に求めるもの 改正健康増進法（平成30年7月18日成立）では、病院は敷地内禁煙であっても屋外喫煙所の設置は可となっています。改正健康増進法より厳しい東京都受動喫煙防止条例（平成30年6月27日成立）でも、幼稚園・保育所・小中高校は屋外喫煙所も不可となっていますが、医療施設は除外されています。
3 責務	北海道は喫煙率が男女とも高く、勤務先や飲食店での受動喫煙や喫煙率が減少すれば、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、妊娠および子への影響など、喫煙に伴う疾病が減少すると予測されます。 病院で懸念される点としては、精神科病院への対応です。厚生労働省が公表した受動喫煙防止対策の新たな「基本的考え方」では、『医療施設については精神科病院やホスピスを含め「敷地内禁煙」とする一方で、受動喫煙防止措置が取られた屋外に喫煙場所を設置することは可能としています。 北海道の精神科病院では多くの施設が、既に敷地内禁煙（喫煙場所なし）となっていますが、改正法の趣旨を踏まえ、現在喫煙場所を設置している精神科病院も完全敷地内禁煙への変更が更に進むものと考えられます。	北海道受動喫煙の防止に関する条例（案）の概要につきましては、Ⅲ受動喫煙の防止の推進14.15 公共的施設等における喫煙の制限」の14条で、○医療施設、児童福祉施設、学校（小学校、中学校、高等学校）などは、施設内及び敷地内禁煙となっており、屋外喫煙所の設置は不可としています。 北海道病院協会は、これまでの取り組みから、全国に先駆けて条例を定めて医療施設を全面禁煙にすることに賛成です。 北海道では、病院を含むほとんどの医療施設が、条例に明記されていなくとも、既に自主的に当然のこととして敷地内禁煙で屋外喫煙所を設置していません。患者さんも医療施設でタバコを吸えないことは周知しています。 但し、一部の精神科病院は現在も喫煙場所を残しているため、北海道精神科病院協会の意見を参考に、精神科病院には条例施行までに一定の準備期間を設けた方が適切と考えます。

項 目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
4 基本的 施 策		
5 罰則		

受動喫煙の防止に関する意見について

団体名	美唄市医師会
-----	--------

項目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
1 目的	医療機関においては、今年7月1日に法施行が迫っており、改正法の認知は十分進んでいると考えています。医療機関が敷地内禁煙になることで、多くの患者の生命と健康が守られることが期待されます。	受動喫煙により、胎児へも深刻な健康影響があることから、道の条例の目的には未成年者、患者のほか、妊婦へも特に配慮することを明記して頂きたいと思えます。昨年来、改正健康増進法では規制が十分でない部分を、補う規定を設けた受動喫煙防止条例が、全国の自治体において制定されてきています。道の条例においても、改正法の不備を補完する厳しい内容の条例を制定する必要があります。基本理念としては、公共の場のみならず家庭内においても、受動喫煙を防止する必要があるという理念を共有することが、重要であると考えます。
2 基本理念		
3 責務		

項 目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
4 基本的 施 策	<p>諸外国や国内（神戸市）のデータでも、受動喫煙防止条例（法）により、比較的短期間で心血管疾患の発症抑制が認められることが報告されています。改正健康増進法や道の条例により、受動喫煙を有効に防止できれば、心血管疾患の発症数が短期間で劇的に減少することが期待されます。また、長期的には全身の多くの癌の発症抑制も得られると考えます。</p>	<p>第1種施設においては、敷地内全面禁煙とし、屋外喫煙場所の設置を認めないことが望ましいと考えます。第2種施設においては、東京都の受動喫煙防止条例と同様に、従業員を雇用する施設は施設内禁煙とすることを求めます。また、改正法において第2種施設では喫煙場所設置に費用助成を行うとされていますが、千葉市の受動喫煙防止条例と同様に、禁煙に変更する既存小規模飲食店にこそ、内装改修等の費用の一部を補助する制度を盛り込み、禁煙化を後押しして頂きたいと思えます。家庭内においても、未成年者や妊婦と同室内では喫煙しないこと、また未成年者や妊婦が同乗する自動車内では喫煙しないことを規定することが望ましいと考えます。さらに、加熱式タバコに関するWHOの見解は、「たばこ葉を含む全てのたばこ製品は有害であり、加熱式たばこも例外ではない。そのため、他のたばこ製品と同様に、たばこに関する政策や規制の対象とするべきである。」とされており、日本呼吸器学会も「非燃焼・加熱式タバコの利用者が呼出したエアロゾルは周囲に拡散するため、受動吸引による健康被害が生ずる可能性がある。従来の燃焼式タバコと同様に、すべての飲食店やバーを含む公共の場所、公共交通機関での使用は認められない。」との見解を公表しています。このことから、兵庫県受動喫煙防止条例と同様に、加熱式タバコの取り扱いは紙巻きタバコと同様とするべきであり、「指定たばこ専用喫煙室」の設置は認めるべきではないと考えます。</p>
5 罰則		<p>実効性の担保のために、罰則規定を設けることが望ましいと思えます。特に、未成年者や妊婦を守ることは重要で、20歳未満の者と妊婦が客としても、従業員としても喫煙可能部分には立ち入れない規定は、厳密に守られるよう運用することが必要であると考えます。また、条例施行後3年程度を目処に、条例の見直し規定を附則に盛り込むことも必要と思えます。</p>

受動喫煙の防止に関する意見について

団体名	アフラック生命保険株式会社
-----	---------------

項目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
1 目的	アフラックが、「『生きる』を創る」保険会社として、社会に必要とされる存在であり続けるためには、それを成し遂げる社員の心身の健康が不可欠と考え、2016年に「アフラック健康経営宣言」を制定しました。 当社では本宣言に基づき、社員が心身ともに健康に生活し、仕事に取り組めるよう、社員の健康維持・促進を図っています。 その一環として喫煙率の低下に取り組んでおり、2022年までに喫煙している社員の割合を12.0%	
2 基本理念	(2018年：15.8%)とすることを目標としています。 具体的には以下の取り組みを行っています。 ・全営業日において就業時間内を禁煙としています。 ・従来から実施していたオフィス内全面禁煙に加え、宴席やリースカー・レンタカー内も禁煙としています。 ・真剣に”卒煙したい”と考えている社員を応援するため、約6か月間全オンラインで卒煙をサポートするプログラムを希望者に提供しています。	
3 責務	同上	

項 目	改正法の認知度・対応及び今後予想される影響・効果	改正法による対応のほか、道の条例に求めるもの
4 基本的 施 策	同上	
5 罰則		